

知的財産権セミナー

～おさえておくべき基本の「き」～

就職を控える学生の皆様！
教職員の皆様！新入社員の皆様！
ぜひご参加下さい。もちろん
興味のある1年生～3年生も可

皆様は、昨年度から報道機関を賑わせているアップル対サムスンの仁義なき特許抗争をご存知でしょうか。

ある国ではアップルが、別の国ではサムスンが勝訴というように、現在もスマートフォン等の電子機器の技術や世界市場を巡って争っています。

では、特許権とは一体何なのでしょう。なぜ特許権があれば市場が独占できるのでしょうか。

知的財産権には、特許権の他、商標権、意匠権、著作権、品種登録など様々な種類があり、それぞれ産業・文化振興を図るため、発明や言論に関する権利を保護する動きを担っています。

先にあげた特許抗争以外にも、他人の作成したロゴマークをHPに掲載し、損害賠償に発展するなどの著作権に関するトラブルも多発しています。

本セミナーでは、企業活動を支え、一歩間違えば紛争に発展する可能性もある重要な知的財産権について、各権利の内容はどのようなものかなど、知っておくべき基本的な知識について、就職を控える学生の皆様はもちろん、既にビジネスの場にいらっしゃる方にもわかりやすくお教えします。この機会に、ぜひご聴講ください。

1. 日 時
2. 場 所
3. 講 師
4. 受 講 料
5. プ ロ グ ラ ム

平成 25 年 11 月 6 日(水)

高知大学 朝倉キャンパス 共通教育棟 2 号館 212 番教室

関 和郎 弁理士

無料

15:00～17:00 講演「おさえておくべき基本の「き」」

6. 参加申込方法

申込書(就職室にあります)に必要事項を記載のうえ、就職室ボックスへ提出する または、kt05@kochi-u.ac.jp へ 所属学部等・学年・氏名 知的財産権セミナー参加希望 と記入の上、メールしてください。

一般の方・教職員も受講可能ですので、メールで申し込み願います。

7. 参加申込期限

平成 25 年 10 月 30 日(水)

8. 問い合わせ先

高知大学国際・地域連携センター知的財産部門
TEL 088-844-8418 FAX 088-844-8556

主 催:高知大学国際・地域連携センター知的財産部門
高知県商工労働部新産業推進課